

2023(令和5)年度 事業計画書

～人と時代に寄り添う‘みんなてつ’。
再生回復とさらなる発展へ。～

2023(令和5)年3月31日
一般社団法人 日本民営鉄道協会

大都市圏の基幹的な交通インフラである都市鉄道や地域の住民生活や経済活動を支える地方民鉄の発展のため、本年度に実施する事業は次のとおりとする。

< 目 次 >

- I コロナ禍のトンネルを抜け民鉄の再生回復と、将来を先取りし民鉄のさらなる発展を目指して
 - 1. アフターコロナ、ウィズコロナ、物価高対策等の民鉄の再生回復に向けての取り組みの強化
 - 2. 将来を先取りし、民鉄の発展の礎を形成する取り組みの強化
 - 3. 地域公共交通の再構築に向けた国・自治体の取り組みに連動した地方民鉄の再生・活性化の取り組みの強化
- II 安全・安心で、利用しやすい民鉄の推進と持続性の確保を目指して
 - 1. 安全・安心対策の徹底
 - 2. 鉄道サービスのさらなる向上と鉄道利用の促進
 - 3. 安定した労使関係の維持、労働安全衛生対策の推進、将来にわたっての人材確保に向けた取り組みの強化
- III 民鉄業界の基盤強化、環境整備等を目指して
 - 1. 民鉄関係予算、税制、財投制度の拡充・改善等
 - 2. 広報活動の積極的展開
 - 3. 社会貢献活動や関係者との連携協力その他、民鉄業界の社会的価値の向上に資する取り組み

I コロナ禍のトンネルを抜け民鉄の再生回復と、将来を先取りし民鉄のさらなる発展を目指して

1. アフターコロナ、ウィズコロナ、物価高対策等の民鉄の再生回復に向けての取り組みの強化

(1) アフターコロナ等(※)における安全・安心な旅客輸送サービスに向けた対応

新型コロナウイルス感染症については、感染症法上の位置付けが2類から5類に変更され、基本的対処方針や業種別ガイドラインの廃止など感染症法上の位置づけも大きく見直される予定である。当協会では、国の感染防止対策へ協力しつつ、安全・安心な輸送サービスに必要な情報提供・要望活動などに迅速・適切に対応していく。

※アフターコロナおよびウィズコロナをいう。

(2) アフターコロナ等における政府への支援要請

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、会員各社の経営状況は未曾有の危機的状況に陥っていたことから、輸送を維持継続していくため、政府等による支援が不可欠となっているとの認識の下、当協会は、これまでも予算・税制等財政面はもとより、雇用調整助成金の特例措置の延長等の雇用維持、感染防止や需要喚起など広範囲にわたり、政府等関係方面に支援要請を行ってきたところである。

今後のアフターコロナ等の状況下においてもテレワークの普及など行動変容に伴う経営への影響の長期化が見込まれることから、持続的な経営に向けた諸施策の実施に必要な公的支援について、適時適切に政府等関係方面に要請を行っていく。

(3) アフターコロナ等の需要回復に向けた対応

当協会は、全国旅行支援の延長など国の需要喚起策を積極的に促し、行動制限解除後の輸送需要の動向に応じて、環境に優しい鉄道への理解を深め、利用促進を図る啓発活動等需要回復に向けた取り組みを検討していく。併せて各地域の特徴ある様々な文化の創造・発展・活用につながる取り組みが、さらに会員各社の需要回復と事業展開に有効に活かせる可能性を考慮し、関係者の理解と協力を促しつつ進めていく。

(4) 物価高対策等への対応

2022(令和4)年度来の急激な物価高騰による動力費を始めとする諸コス

トの増加は、コロナ禍からの回復基調にある経営環境に少なからぬ影響を及ぼしている。当協会は、国土交通省をはじめとする関係者や会員各社等と連絡・調整を図りながら、適時適切に必要な施策・措置を講じていく。

2. 将来を先取りし、民鉄の発展の礎を形成する取り組みの強化

(1) 民鉄におけるカーボンニュートラル、グリーン・トランスフォーメーション推進

政府は、2050 年までにカーボンニュートラルの実現を掲げるとともに、グリーン・トランスフォーメーション（GX）の実現を目指しており、会員各社においても ESG（環境・社会・ガバナンス）に関する取り組みが進められつつある状況を踏まえ、国等の施策と連携した取り組みを推進していく。

① カーボンニュートラル、グリーン・トランスフォーメーションへの対応

政府が 2050 年までにカーボンニュートラルの実現を掲げたことを受け、日本経済団体連合会は従前の「低炭素社会実行計画」を「カーボンニュートラル行動計画」に改めるとともに、当協会を含む参加団体に①「2050 年カーボンニュートラル達成に向けたビジョンの策定」、②「2030 年における温室効果ガス排出削減目標の不断の見直し」を要請した。

これを受けて当協会は、2022(令和 4)年 11 月に「民鉄業界におけるカーボンニュートラル行動計画」を策定したところである。今後、国土交通省鉄道局主催の「鉄道分野のカーボンニュートラル加速化検討会」等における議論・検討を踏まえつつ、会員各社と連携して脱炭素に向けた取り組みを推進していく。

また、政府が推進する GX は、実現に向けた施策の法制化が進められているが、当協会は、GX 経済移行債を財源とした支援方策やカーボンプライシングの制度設計等の今後の議論・検討に参加し、会員各社と連携して適切に対応していく。

② 鉄道の利用促進のための取り組み

当協会は、「民鉄業界におけるカーボンニュートラル行動計画」において、CO2 排出量削減と並ぶ目標として「環境負荷の小さい鉄道の利用の促進」を掲げており、今後、環境に優しい鉄道の優位性と鉄道利用の促進を国等の関係者に訴求していく具体的施策について、会員各社と協働して検討を進めていく。

また、政府が展開する低炭素型の「製品」「サービス」「ライフスタイル」等を積極的に国民に呼びかける国民運動「COOL CHOICE（賢い選択）」についても、環境省および国土交通省と連携し、関連ポスターの会員各

社の駅・車両内等への掲出を広く働き掛けるなどの取り組みを継続している。

加えて、当協会の広報活動においても、環境に優しい鉄道への理解を深め、利用促進を図る啓発活動に取り組む。

(2) 民鉄におけるデジタルトランスフォーメーション、サイバー対策などへの支援

① 民鉄におけるデジタルトランスフォーメーションへの支援

データとデジタル技術を活用して経営革新を図るデジタルトランスフォーメーション（DX）は、将来的な人員不足やコロナ禍による社会環境の変化とも相まって、鉄道事業分野においても MaaS（Mobility as a Service）をはじめ、事業管理・列車運行・施設保守など様々な分野での取り組みが進められつつある。しかし、その進捗度には会員各社間で大きな開きが生じている。当協会は、会員各社間の情報共有や先行事例の情報提供等に取り組み、現状の改善、諸施策の促進を図る。

② 民鉄におけるサイバー対策などへの支援

昨今、急激にその脅威が増しているサイバー攻撃に対して、2020（令和2）年4月に交通分野の横断的な民間組織として発足した「交通 ISAC（Information Sharing and Analysis Center）」に当協会も引き続きオブザーバー委員として参画し、サイバー攻撃の組織犯罪化への集団防御等の対処の検討および交通分野の横断的な情報共有を行う。さらに、政府のサイバーセキュリティ対策に関する情報・資料の収集や会員各社との連絡・調整に努め、近年の高度化・巧妙化しているサイバー攻撃等の環境変化に即応するよう取り組んでいく。

(3) インバウンド（訪日外国人）の増加・受入れ促進など観光先進国の実現を支える取り組みへの支援

インバウンドの増加は、人口減少が進む日本にとって新たな鉄道利用者を生む重要な施策となる。当協会は、国土交通省鉄道局・観光庁による「鉄道における訪日外国人の受入環境整備連絡会議」に参画し、鉄道におけるインバウンドの受け入れに関して、会員各社への情報共有を図っていく。

さらに、今年度を初年度とする新たな「観光立国推進計画」に基づく施策の展開、2025（令和7）年の大阪・関西万博など、今後も国等における施策の動向を注視しつつ、情報の収集と提供に努めるとともに、コロナ後の需要回復も見据えた観光振興・インバウンド施策への様々な取り組みについて、会員各社および国土交通省・観光庁等との連携・情報共有等に努めていく。

3. 地域公共交通の再構築に向けた国・自治体の取り組みに連動した地方民鉄の再生・活性化の取り組みの強化

輸送需要の低迷等により依然として厳しい状況が続く地方民鉄について、国や沿線地域との連携を密にしつつ、当協会としてもできる限りの支援に取り組む。この場合、各地の特徴ある様々な文化と連携した取り組みの意義を考慮して積極的に進めていく。

なお、国は地域の関係者の連携・協働（共創）を通じ、利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通ネットワークへの「リ・デザイン」（再構築）を進めるための「地域公共交通の活性化および再生に関する法律等の一部を改正する法律」の改正や社会資本整備総合交付金等を活用した国の支援施策の充実が図られるなど、本年は「地域交通の『リ・デザイン』（再構築）元年」と言われている。こうした国における施策の展開に係る情報を会員各社に適時適切に発信するとともに、国等に必要な要望を行っていく。

（１）地方民鉄関係事業の推進

地方民鉄の利用促進、鉄道輸送サービスの向上、増収・増客、鉄道沿線地域の活性化等を主な目的として、「会員各社からの提案に基づき、当協会と各社が連携してモデル的な交通社会実験等に取り組む」というスキームで実施している「地方民鉄関係事業」を引き続き推進する。

また、マスコットキャラクター「ケロちゃん、コロちゃん」（興和株式会社）の商標を当協会が無償で借り受け、地方民鉄が主催するイベントで活用し、話題づくりを行う「地方民鉄応援プロジェクト」について、近年、コロナ禍のため見送っていた着ぐるみの貸し出しを再開するなど、今後も会員会社と連携した取り組みを推進する。

（２）「地方民鉄 旅ガイド」の活用による地方民鉄の広報等の推進

「地方民鉄 旅ガイド」の特集ページの刷新や、個社ページの再編集で訴求力を高め、ホームページ等のインターネットを活用し、より広く配布できる方策をとりながら、地方民鉄の周知を図るとともに、読者・旅行関係者、地方自治体・観光協会等の旅行計画・企画の動機となるよう積極的に働きかける。また、2023(令和5)年度は、コロナ後の旅行需要を喚起する企画・誌面づくりを実施する。

（３）「地方民鉄資料集」等の編纂および発行

地方民鉄の実情等を関係各方面に幅広く理解してもらうため、会員各社の2022(令和4)年度における輸送と経営実績等を取りまとめた「地方民鉄資料集」等を編纂し、会員各社に提供するとともに、関係方面に配布する。

(4)「地方民鉄フォトコンテスト」の実施

地方の過疎化、少子高齢化が進む中、新型コロナウイルス感染症の影響により旅客減・収入減に苦しむ地方民鉄の定期外旅客の掘り起こしと沿線の活性化を図るため、新たに地方民鉄への集客施策として2021(令和3)年度にスタートした「地方民鉄フォトコンテスト」を、今年度も継続して実施する。

今年度は、コロナ後の旅行需要の回復を喚起するため、より多くの人に本事業を周知し、会員である地方鉄道への定期外旅客誘致と活性化を目途として、更なるPR活動に注力していく。

Ⅱ 安全・安心で、利用しやすい民鉄の推進と持続性の確保を目指して

1. 安全・安心対策の徹底

(1) 事故防止等への対応

① 運輸安全マネジメントに係る支援

鉄道事業法の規定により、鉄道事業者は、運輸安全マネジメント評価を定期的に受けることになっている。

当協会は、関東鉄道協会と協同し、会員各社における内部監査に必要な知識の習得のため、ISO14001/ISO9001の審査員資格保有者を講師とする「運輸安全マネジメント内部監査員研修会」を従来から対面研修で行ってきており、これにオンラインでの研修(ウェビナー)も取り入れ、二つの研修形態で開催する。

また、中堅の内部監査員に対する「スキルアップ研修会」も開催する。

② 運転事故防止の啓発活動

春・秋の全国交通安全運動に併せて、列車妨害防止や踏切事故防止に関し、会員各社の社員から募集した図案を基に安全啓発活動PR用ポスターを製作し、全国の民鉄会社に呼びかけて各駅等に掲示することで啓発活動を行う。

また、関東鉄道協会と協同して、置石・投石等の列車妨害の禁止を呼びかける安全啓発グッズを製作し、会員会社を通じて、秋の全国交通安全運動の機会等に、沿線の保育園、幼稚園、小学校等で啓発活動を行う。

③ 様々な課題解決に向けた検討会等への対応

国土交通省では、車内の防犯関係設備の拡充、駅ホームの安全性向上、建設業における働き方改革への対応、外国人材活用への対応、交通バリアフリー基準への対応等の様々な課題に対して、検討を継続している。これらの課題について、当協会は、各検討会等に参加するとともに、会員各社の意見の反映に努める。

さらに、東日本大震災後の状況を踏まえて国土交通省に設置された災害時の緊急交通路にある踏切の取り扱い等を検討する協議会については、列車の運行の安全等に大きな影響を与える可能性もあることから、当協会は同協議会の動きを把握し対応を検討する。

④ 各種の基準等への対応

鉄道の技術基準等の見直しに関しては、事故の教訓によるもののほか、事件発生を受けての社会環境の変化、豪雨、台風等自然環境の変化や技術革新への対応のためにも、前項に関連する内容も含めて、そのあり方を国等において広く検討している。

また、わが国の鉄道の安全確保の基盤となる設備や装置等に関する JIS 規格や、我が国の鉄道界の発展に有益な国際規格である ISO や IEC 規格に関して、国等において随時検討が行われている。

当協会は、これらの検討会等に参加し、情報共有および会員各社の意見の反映に努める。

(2) 大規模災害対策等防災・減災対策への対応

近年、気候変動の影響により自然災害が激甚化・頻発化し、南海トラフ巨大地震、首都直下地震などの大規模地震の発生も切迫している。また高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することから、社会経済システムが機能不全に陥る懸念がある。

こうしたことから、政府は、2020(令和2)年12月に「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(2021-2025年度,事業規模15兆円)を定め、取り組みのさらなる加速化・深化を図ることとしている。(参考1)

なお、国土交通省では2020(令和2)年1月に「南海トラフ巨大地震・首都直下地震対策本部」および「水災害に関する防災・減災対策本部」を発展的に統合して、「国土交通省防災・減災対策本部」を設置し、プロジェクトを強力かつ総合的に総力を挙げて推進している。

こうした政府の動きに対応し、以下の諸課題についての対策に積極的に取り組む。

① 南海トラフ巨大地震・首都直下地震への対応

2021(令和3)年11月に設置された「首都直下地震帰宅困難者等対策検討委員会」の検討に参画するほか、「関東防災連絡会および幹事会」など

に参加し、情報共有と一層の連携に努めていく。(参考2)

② 首都圏大規模水害対策の取り組みへの対応

首都圏大規模水害対策に関する協議会および検討会等に参加するとともに、こうした取り組みを踏まえて、引き続き会員各社および国等関係者との連絡・情報共有等に努めていく。(参考3)

(3) テロ対策等の危機管理対応

① 鉄道テロ対策等への対応

鉄道テロ対策については、政府を中心とするこれまでの議論・検討等を踏まえて、駅等の鉄道施設がテロに狙われやすいソフトターゲットとして位置づけられており、ソフトターゲット対策の強化、駅等の巡回の強化、車内の非常通報器の活用等の「見せる警備」や危機管理レベルに応じた各種の保安措置の実施等のテロ対策に会員各社は全力で取り組んでいる。

また、今年度は広島サミット開催に向け、国土交通省等より対応を求められることが想定される。当協会は、これらの国の施策に対応するため、会員各社への情報提供や利用者へ注意喚起・周知などに努め、鉄道の安全・安心な利用の確保に努めていく。

② 新型インフルエンザ等対策への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、新型インフルエンザの発症は減少傾向にあるが、今後の状況を引き続き注視していく。(参考4)

(4) 安心・信頼できる駅等への対応

① 駅構内・列車内等の鉄道施設における防犯・秩序維持強化への取り組み

近年、会員会社の駅構内・列車内等における第三者暴力等については、各社の適切な対応および鉄道業界全体としての啓発活動等、取り組みの充実が図られている。(参考5)

さらに、2021(令和3)年に走行中の車内で傷害事件が相次いで発生したことを受け、2022(令和4)年6月「車内非常用設備等の表示に関するガイドライン」が公表された。

当協会は、引き続き、会員各社および警察関係者、国土交通省等関係機関との連携等により、鉄道施設における一層の防犯・秩序の強化に努めていく。

② こども 110 番の駅の推進

「こども 110 番の駅」の取り組みについては、全国の鉄軌道事業者がより安全・安心な街づくりに貢献するため、全国展開を図り、各年その取り組みの拡がりを図ってきたところである。

今年度は、「きかんしゃトーマス」のキャラクターデザインを一新してステッカーやポスターを作成する等、引き続き、人気キャラクター「きかんしゃトーマス」を活用し、会員各社等との連携を図り、「こども 110 番の駅」の広域的な取り組みを推進していく。

③ 自殺対策への対応

2022 年の国内自殺者数は約 2 万 2,000 人となっている。社会的な取り組みによりその対策の実効性を高める必要がある。このため、国民への呼びかけとしての厚生労働省および東京都等が制作する 9 月の自殺予防週間ポスターや 3 月の自殺対策強化月間ポスターの掲出、デジタルサイネージでの放映など会員会社がそれぞれ自殺対策の取り組みを行っている。当協会はこれらの取り組みへの協力、情報提供および関係者との連携に努めていく。

(5) 鉄道賠償責任保険等への対応

従来、会員各社が個別に契約していた鉄道賠償責任保険および土木構造物保険を、当協会が保険会社と契約し、会員各社を被保険者とする団体保険制度が発足し毎年更新を行っている。近年は自然災害が頻発しているため、保険加入の推進を図るなど、災害等の情報把握および会員各社との連携に努めて引き続き適切に対応していく。（参考 6）

2. 鉄道サービスのさらなる向上と鉄道利用の促進

(1) 都市鉄道の利便増進事業、列車運行円滑化対策、駅空間の質的進化等への対応

都市鉄道は活力ある都市活動や快適な都市生活を営む上でなくてはならない交通インフラである。都市鉄道をめぐっては、社会環境の変化を踏まえながら、既存鉄道ストックを有効活用して機能を高める都市鉄道の利便増進事業、遅延・混雑対策や定時性確保を図る列車運行円滑化対策事業、まちづくりの拠点としての駅空間の質的進化を図るための次世代ステーション創造事業等の鉄道駅総合改善事業、利用者の利便性や快適性の向上に資する各種事業が展開されている。

当協会は、今後もこれらの事業が計画的かつ円滑に進められるよう適切に対応していく。

(2) 交通バリアフリー化施策への対応

バリアフリー法に基づく基本方針における整備目標では、2021(令和3)年度から2025(令和7)年度までの5年間を目標期間として、1日あたりの平均的な利用者数が2,000人以上3,000人未満であって基本構想の生活関連施設に位置づけられた駅を原則として全てバリアフリー化することなどが掲げられている。当協会としては、国や自治体が開催するバリアフリー施策の検討の場に参画するなど、会員各社と連携しつつ、目標の達成等に向けた各種バリアフリー施策を推進していく。

また、2021(令和3)年12月に創設された鉄道駅バリアフリー料金制度により、2023(令和5)年春に初のバリアフリー料金が導入されたところである。(参考7)

当協会は、会員各社が円滑に料金制度を運用できるよう、関係者との調整、情報の共有・提供に取り組む。

(3) 鉄道の安全利用対策など新たなニーズや課題への対応

民鉄各社では、多くのお客様の安全・安心・快適な利用の向上への対応を図るため、「歩きスマホ」、「ベビーカー」、「エスカレーター」等に関する課題への対応およびホーム事故防止に向けた「声かけ・サポート運動の強化」等について、社会環境の変化や関係者の合意等を踏まえながら、鉄道のより安全で安心な環境整備に努めている。

当協会は、引き続き会員各社と連携し、このような取り組みに関するポスター・チラシ・ステッカーの掲出・配布等様々な取り組みを行い、より安全・安心・快適な利用を呼びかけている。

また、会員各社やJRグループ、国等の関係者と広く連携し、安全・安心・快適な利用向上の環境整備に努めるとともに、さらなる新たなニーズや課題についても、会員各社や関係者との連携・調整に努め適切に対応していく。

(4) 第2次交通政策基本計画への対応

2021(令和3)年度から5ヶ年の第2次交通政策基本計画において、今後の交通政策の基本的方針が広範多岐にわたり掲記されている中で、鉄道運賃・料金について、交通政策審議会「鉄道運賃・料金制度のあり方に関する小委員会」の中間とりまとめ(2022(令和4)年7月)において当面の対応として示された課題の検討および今後の小委員会における検討に当協会も参加し、会員各社と連携して適切に対応していく。

3. 安定した労使関係の維持、労働安全衛生対策の推進、将来にわたっての人材確保に向けた取り組みの強化

安全・安心で、利用しやすい民鉄の推進と持続性の確保を目指すうえで、事業運営を支える従業員が安心して働ける環境の確保は必要不可欠である。そのためには、従業員満足度の向上（ES）、安定した労使関係の維持、労働安全衛生対策の推進、人材の確保が重要な課題となることから、以下の事業に取り組む。

（１）安定した労使関係の維持

- ① 当協会は、私鉄総連と取り交わした中央労働協約に基づき、労使で産業政策について話し合う場として、労使協議会を開催し、諸課題の解決を図る。
- ② 当協会は、会員各社から委任を受け、私鉄総連と民鉄産業における最低賃金について交渉する。
- ③ 賃金、労働時間、その他の諸制度についての調査・研究を行い、会員各社に情報提供する。また、労使交渉に関する情報連絡活動を行う。
- ④ 私鉄総連の動向・会員各社の労使交渉状況等を掲載した「労働情報」を発行する。

（２）労働安全衛生対策の推進

- ① 労働災害撲滅のため、安全・衛生それぞれの研究課題を設けて取り組み、その内容を労働安全衛生部会全国総会にて報告・共有化する。
- ② 第三者暴力行為災害の防止に向け、ポスターを作成し、全国主要鉄道会社で掲出するとともに、ニュースリリースの発行や被害実態データの集計・分析を行い、お客様に対してアピールする。
- ③ 全国安全週間用ポスター・全国労働衛生週間用ポスターおよび年間使用安全衛生ポスターを作成し、会員各社の事業所内に掲出する。
- ④ 全国の民鉄で発生した重大災害の事例研究および災害等の統計調査を行う。
- ⑤ 民鉄業界におけるカスタマーハラスメントに対し、マニュアルの作成や会議の開催により、会員各社の対策を支援する。

（３）労働法制の見直しに伴う対応

労働法令関係の改正等について、適切に会員各社に情報提供する。

（４）人材確保に向けた取り組みへの支援

労働力不足問題を背景に、民鉄業界全体での人材確保に向け、産業の魅力を発信し、会員各社の採用活動の支援を行うとともに、働き方改革の動向について、適切に会員各社に情報提供する。

Ⅲ 民鉄業界の基盤強化、環境整備等を目指して

1. 民鉄関係予算、税制、財投制度の拡充・改善等

民営鉄道は国民生活に不可欠な経済社会を支えるインフラとして、コロナ禍においても指定公共機関として事業継続を求められるなど重要な役割を担っており、引き続き、アフターコロナにおけるテレワークの普及などの行動変容や、GX、DX など事業環境や社会環境の変化に対応した予算、税制、日本政策投資銀行融資等について、会員各社と連携して所要の要望を行うとともに、制度改正、政策要望等についても適時適切に取り組む。

(1) 民鉄関係税制改正への対応

2024(令和6)年度の税制改正に向けては、会員各社の設備投資を税制面で支援するために、特例措置の期限が到来する既存税制の延長に加えて、カーボンニュートラル投資促進税制をはじめ、既存税制の拡充や新たな税制の創設についても検討し、関係方面に要望していく。

(2) 民鉄関係の予算確保等

2024(令和6)年度政府予算編成に向けて、人口減少・少子高齢化、利用者の安全・防災をはじめ、GX、DX 等の課題を念頭に置きつつ、会員各社の公共交通機関としての円滑な事業運営を支援するため、民鉄関係の各種事業の実施に必要な予算確保に加えて、支援制度の拡充についても検討し、関係方面に要望していく。

(3) 日本政策投資銀行による長期低利資金の安定的・継続的な確保

民営鉄道の鉄道施設工事は投資回収には長期間を要するものが多く、公共交通として求められる必要な設備投資を推進するためには、長期・低利資金の安定的・継続的な調達が必要不可欠であることから、引き続き、日本政策投資銀行による長期・低利資金の融資の継続をはじめ、融資要件の改善等について、同行をはじめ関係方面に要望していく。

(4) 消費税のインボイス制度への対応

2023(令和5)年10月に消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が導入されることから、会員各社が円滑に制度導入に対応できるよう、引き続き、関係者との情報交換および会員各社への情報提供を行っていく。

(5) 国際会計基準への対応

国際会計基準（IFRS）への対応については、これまでも国土交通省や金融庁等の関係者への要望や企業会計基準委員会（ASBJ）との意見交換等を行ってきたが、引き続き ASBJ 等の動向を注視しながら、必要に応じて会員会社、関係者と連携して適時適切に対応していく。

2. 広報活動の積極的展開

民営鉄道は、わが国の社会・経済活動を支えるため、安全輸送の確保と輸送サービスの向上に向けて、日夜にわたる努力を重ねている。当協会では、そうした業界への理解とイメージアップを図ることを目的に、各社が行う広報活動と補完し合い、全体的・統一的な広報活動を行うこととし、今年度は以下の広報活動等を展開する。

また、民営鉄道業界およびこれを取り巻く社会環境の変化を踏まえ、会員各社の意見を取り入れながら、今後の広報活動の方針と施策を再確認し、2024(令和6)年度の広報活動へ反映させることに加え、環境に優しい鉄道への理解を深め、利用促進を図る啓発活動等を検討していく。

(1) 民鉄各社および民営鉄道業界についての理解促進

① 民鉄協ニュース（ニュースリリース）の発行

民営鉄道業界を横断する重要な情報、トピックス、当協会の取り組み等を「民鉄協ニュース」として取りまとめ、民鉄に対する理解促進を図るため、適時、ニュースリリースを行う。

② データブック「大手民鉄の素顔」の発行

大手民鉄の輸送と経営の現状、および大規模工事計画等に関する各種の数値データをわかりやすく伝えるため、「大手民鉄の素顔(2023年版)」を発行し、マスコミ、学識経験者等に配布する。

③ 広報誌「みんてつ」の発行

民鉄の安全・安心・安定輸送への取り組み、利便性・快適性の追求、沿線との共生等をきめ細かく紹介し、理解促進を図るため、広報誌「みんてつ」を年2回発行し、行政機関、経済団体、マスコミ、学識経験者等のオピニオンリーダー層を中心に配布する。

④ 論説委員懇談会、記者会見の開催

マスコミ論説委員との懇談会（東京・大阪・名古屋地区）、定期的な記

者会見（東京）を開催し、当協会とマスコミ各社との意思疎通を図る。

⑤ ホームページの充実

会員各社の最新情報および当協会の取り組みについて、当協会ホームページを通じて迅速に紹介し、民鉄への理解促進を図るとともに、会員各社のホームページへのゲートウェイとしての役割を果たす。

（２）お客様の啓発

① 広報啓発ポスターの掲出

民鉄の業界に共通する課題の解決に向けて啓発ポスターを制作し、会員各社の各駅・車内に一斉掲出する。

② マナーアンケート（駅と電車内の迷惑行為調査）の実施

鉄道利用者が駅や電車内で不快と感じている行為について、WEB上でアンケートを実施し、その結果を「迷惑行為ランキング」として発表する。これにより、鉄道を利用する際のマナーについて考えてもらう機会を提供し、マナー向上やトラブル防止に資する。

（３）イメージアップ（ファンづくり）

① 「私とみんてつ」小学生新聞コンクールの実施

小学生に、鉄道をテーマにした新聞づくりを通じて「民鉄」への理解と関心を深めてもらうことを目的に、第17回コンクールを開催する。募集活動として、全国の小学校への募集案内の送付、会員会社と連携しながらホームページ等による周知活動や学校訪問などを行う。

② 「鉄道の日」鉄道フェスティバルへの出展

東京で10月に開催される「第30回鉄道フェスティバル」において、展示ブース「みんてつ館」および会員各社の物販ブースを出展し、民鉄のPRに努める。

（４）その他

機関誌「民鉄会報」の発行

当協会の機関誌として、当協会の諸活動をはじめ会員会社の情報や関係政府からの通知等を掲載し、定期的に発行する。

3. 社会貢献活動や関係者との連携協力その他、民鉄業界の社会的価値の向上に資する取り組み

公共交通機関かつ民営鉄道業界として社会に貢献する活動に取り組むとともに、民営鉄道を取り巻く関係者との連携・協力を図る。

さらに、コロナ禍からの需要回復途上において、より一層、民鉄へ愛着・好感・共感・興味を持たれるよう、当協会公式キャラクター「ミーカ」も活用しつつ、併せて利用者サービス向上に向けた会員各社の取り組みや環境負荷が極めて小さいという鉄道の特性を各方面へ発信するなど、「ひとと環境にやさしい民営鉄道」の理解増進と利用促進を図るための諸活動を進める。

(1) 社会貢献活動の取り組み

社会貢献活動として、大阪・関西万博等の公益活動に対する寄附、支援等に取り組むとともに、会員各社の協力を得て、政府や公的機関等の活動に対し協力・支援するため「全国交通安全運動」等各種の運動やキャンペーン活動について、ポスター掲出等の協対応を行う。

(2) 日本民営鉄道協会長表彰の実施および国等の実施する各種表彰等の協対応

日本民営鉄道協会長表彰を10月に実施するとともに、国等が実施する各種表彰等について関係者との調整を行う等、会員各社の役職員に対する顕彰業務に取り組む。

(3) 各地方鉄道協会との連携強化への取り組み

各地方鉄道協会との業務連携をより強化するために各地方鉄道協会の参与を招集して会議を開催し、各協会の取り組み事案および各協会が抱えている問題・課題等の意見交換を行うとともに、協会活動全般に関する情報提供・情報共有の充実を図る。

(4) 関係団体との連携強化と協力関係の構築

日本経済団体連合会、日本観光振興協会、日本国際博覧会協会等の関係団体の各種会議に出席し、情報・意見交換を通じ、関係団体との連携強化および協力関係の構築を行う。

(5) 民鉄業界の社会的価値の向上に資する取り組み

協会の認知度を高めるとともに、民営鉄道が「ひとと環境にやさしい」ことを広く社会へアピールすることにより、民鉄業界への理解増進と業界の社会的価値の向上を目指して取り組む。

(6) その他

上記のほか、定款に定める業務目的にしたがい、会員各社および関係委員会の意見を取り入れながら、広い視野と先読みの発想をもって、当協会の発信力や諸課題への対応力をより強化する取り組みを進める。

これまでの施策の経緯等をまとめている。

参考 1. 大規模災害対策等防災・減災対策への対応

政府は、2018(平成 30)年 12 月に「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」(2018-2020 年度, 事業規模 7 兆円)を定め、特に緊急に実施すべき施策について取り組みを集中的に実施してきたが、2020(令和 2)年 12 月に「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」(2021-2025 年度, 事業規模 15 兆円)を定め、取り組みのさらなる加速化・深化を図ることとしている。

参考 2. 南海トラフ巨大地震・首都直下地震への対応

南海トラフ巨大地震および首都直下地震については、2013(平成 25)年 3 月、中央防災会議において南海トラフ巨大地震の被害想定を公表し、2014(平成 26)年 3 月に防災対策推進基本計画が決定された。また、同年 4 月に国土交通省において南海トラフ巨大地震対策計画および首都直下地震対策計画が策定されており、同計画は熊本地震(2016(平成 28)年 4 月)や大阪府北部地震(2018(平成 30)年 6 月)、北海道胆振東部地震(2018(平成 30)年 9 月)等で得られた知見をもとに改定が行われた。

参考 3. 首都圏大規模水害対策の取り組みへの対応

2012(平成 24)年 9 月に中央防災会議において、「首都圏大規模水害対策大綱」が決定されたほか、利根川・荒川の洪水氾濫や東京湾の高潮浸水による大規模な水害に対し、広域的に避難や復旧等の対応がとれるようにすることを目的として、2013(平成 25)年 11 月に「首都圏大規模水害対策協議会」および「首都圏大規模水害対策幹事会」が設置されている。

2015(平成 27)年 9 月、関東・東北豪雨災害により甚大な被害が発生したことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対し「大規模災害に対する減災のための治水対策のあり方について」の諮問がなされ、同年 12 月に社会意識の変革による「水防意識の社会」の再構築に向けての答申がされた。これを踏まえて、「水防災意識社会 再構築ビジョン」が策定されている。水防災意識社会の再構築に向けた取り組みをさらに加速化させるため、国土交通省では、2017(平成 29)年 6 月の「水防法等の一部を改正する法律」の施行と合わせて、「水防災意識社会」の再構築に向けた「緊急行動計画」が取りまとめられた。この緊急行動計画については、2018(平成 30)年 7 月豪雨をはじめ、各地で大水害が発生したことを受けて、取り組みの加速、ハード・ソフト一体となった対策が強化

された。

参考 4. 新型インフルエンザ等対策への対応

新型インフルエンザ等対策の対応については、2013(平成 25)年 4 月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が施行され、同年 6 月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」が決定されている。この政府の行動計画等に基づく新型インフルエンザ等発生時の被害想定や対策実施方針等を踏まえて、指定公共機関は、事業継続計画（BCP）を策定することとされている。

また、2017(平成 29)年 9 月には、内閣官房に、それぞれの役割に応じた連携分野横断的な情報共有により、サービスの維持、復旧能力の向上を目的とした「新型インフルエンザ等対策指定公共機関情報連絡会」が設けられた。

参考 5. 安心・信頼できる駅等への対応

2018(平成 30)年 12 月には、同年 6 月に発生した東海道新幹線車内での刃物による死傷事件を踏まえて、適切に梱包されていない刃物類等が持込規制物品に該当する旨を明確化する鉄道運輸規程が改正された。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、2020(令和 2)年 1 月に射撃競技者が携帯して乗車する実包に関する鉄道運輸規程が改正された。

参考 6. 鉄道賠償責任保険等への対応

1991(平成 3)年に発生した信楽高原鉄道の事故を契機として、従来各社が個別に契約していた鉄道賠償責任保険および土木構造物保険を、当協会が保険会社と契約し、民鉄事業者を被保険者とする団体保険制度が発足し毎年更新を行っている。

参考 7. 交通バリアフリー化施策への対応

2018(平成 30)年 9 月に取りまとめられた「都市鉄道における利用者ニーズの高度化等に対応した施設整備促進に関する検討会報告書」の具体的検討の深度化については、2019(平成 31)年 3 月から国土交通省が設置した「更なるバリアフリー化等実務検討委員会」において具体的な制度設計に向けた検証・検討が進められてきたところである。